

教科書等の改廃等の申し合わせ

第1条 本申し合わせは、教科書等の改訂・廃刊に関する事項を定める。

第2条 教科書等の改訂の立案・実施について、出版事業委員会の決定に基づき、改訂のための作業会を設置することができる。

2. 作業会は、改訂すべき内容および著作者の選定等について審議し、出版事業委員会に上申する。
3. 作業会の構成者は、対象とする教科書等の著作者を除き、この教科書等を講義に使用した経験を有する大学教授および実務経験者等を加えるのが望ましい。
4. 作業会委員の委嘱は、出版事業委員会委員長名で行う。

第3条 改訂あるいは廃刊により旧版の著作者が除外される場合は、あらかじめ出版事業委員会委員長名で旧著作者に通知し、了解を得る。

第4条 軽微かつ部分的な修正については、著作者および本学会事務局出版販売課長の判断により処理できる。

第5条 改訂する教科書等の著作者は、旧版の著作者への委嘱を原則とする。

第6条 改訂版において旧版の記述・図表を相当分引用した場合は、著作権譲渡金として該当部分の印税額の4割を基準に、初版第1刷のみ旧著作者に支払う。

2. 前項を適用するか否かは、出版事業委員会で決定する。

(改廃等)

1. 平成3年3月、理事会において承認。
2. 平成9年10月1日、理事会において一部改正。
3. 平成10年9月、出版事業委員会において一部改正。
4. 平成13年4月、出版事業委員会において一部改正。